

富山地方裁判所委員会（第27回）及び富山家庭裁判所委員会（第28回）合同開催議事概要

1 開催日時

平成28年12月8日（木）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

【地裁委員会委員】（五十音順，敬称略）

飯野宏之，大垣輝夫，後藤隆，小路泰彦，西野淳子，原啓一郎（家裁委員会委員を兼務），水沼祐治

【家裁委員会委員】（五十音順，敬称略）

田中万希子，波岡伸郎，原啓一郎（地裁委員会委員を兼務），樋口真貴子，藪道子，山本一三

【事務担当者等】

池田地裁事務局長，青木家裁事務局長，萩原地裁事務局次長，畦地会計課長，長江地裁総務課長，田中会計課課長補佐，茂住会計課管理係長，平尾地裁総務課庶務係長

4 進行次第

- (1) 新委員の紹介，挨拶
- (2) 委員長挨拶
- (3) 前回の各委員会での提言に対する取組状況について報告
- (4) 議事「裁判所における防災対策について」
  - ア 概要説明
  - イ 避難経路等見学
  - ウ 意見交換

別紙のとおり

(5) 任期終了委員の紹介及び挨拶

5 次回のテーマ

(1) 地方裁判所委員会につき、「労働紛争の解決に向けた手続について～労働審判制度を中心に～」

(2) 家庭裁判所委員会につき、「家事事件手続法施行後の家事調停について」

6 次回の開催期日

(1) 地方裁判所委員会につき、平成29年5月26日（金）午後2時から午後4時まで

(2) 家庭裁判所委員会につき、平成29年6月30日（金）午後2時から午後4時まで

(別紙)

## 意見交換

(○委員, ●裁判所)

- 災害発生時には屋外に速やかに避難することが最優先である。阪神淡路大震災では、ドアが歪んでしまったため開けなかったということがあった。裁判所の正面玄関の自動ドアは停電時でも手動で開けられるのか。
- 自動ドアは、手動で開閉可能である。また、避難計画では正面だけでなく最寄りの出入口から避難することになっている。
- 裁判所には、傍聴人をはじめとして不特定多数の来庁者が訪れると思うが、来庁者の多くは裁判所という場所に慣れていないことが想定される。防災計画において、そのような人々の最大数がどのくらいで、どのように移動させるかについてまで詳しく検討されているのか。
- 法廷等であれば傍聴席の数には限りがあるため、ある程度の予測は立てられるものの、庁舎全体における最大数という点までは検討できていない。今後の検討課題とさせていただく。
- 社会福祉協議会では、災害ボランティアのリーダーの養成を行っている。災害発生時には、裁判所も官公庁として避難者を受け入れることになると思うが、災害ボランティアの受入れ等の調整等について検討はされているのか。
- 災害発生時には、裁判所本来の業務の遂行と避難者の受入れを並行しなければならない。災害ボランティアの方には、生活用水の確保等の手配や救援物資の仕分け等について、地元自治会をはじめとする地域住民の方々との調整などに御協力いただければありがたいと考えている。
- テレビ局は、被災の状況を報道することが第一の使命であり、震度5以上の地震を観測すると、会社に連絡することなく、出社可能な全ての社員が出社することになっており、その際には報道部の指揮下に入ることを徹底している。災害ハンドブックは、全社員に配布している。停電に備えて非常電源設備を設置してお

り、電源設備を浸水から守るための止水板の設置訓練等も年2回程度実施している。熊本地震の際には、電話やメールが繋がらず、本社と記者との連絡が困難だったという問題点があったが、LINE（ライン）等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）がかなり有効だったことから、「Works Mobile（ワークスマバイル）」のシステムを報道部に導入した。東京支社においては、各社員の机の下に防災リュックが設置してある。

- 私の勤務する銀行では、防災ハンドブックを全職員に配布し、メールでの安否確認訓練を年に三、四回実施している。また、金融庁及び日本銀行との間での訓練やATM等の機器が止まってしまった場合を想定した訓練を実施している。本店は電気系統の二重化が図られているが、小さな支店は発電機を使用して運営ができるような訓練を実施している。災害用のヘルメットやリュックが目立つところに備え付けてあり、お客様にすぐに利用してもらえるようになっている。
- 避難経路については、もっと多くの選択肢があっても良いのではないか。裁判所は公的施設なので、避難者の受入れについてのマニュアルも整備していただきたい。災害発生時における裁判所間での物的及び人的ネットワークについて教えていただきたい。
- 東日本大震災時には、名古屋高等裁判所管内より西側地域の裁判所の災害備蓄品を最高裁判所経由で被災地に送り、熊本地震の際には、福岡高等裁判所から送ったというケースがある。また、阪神淡路大震災時には、各庁が救援物資を集めて必要な庁に送った。一方、人的派遣については、熊本地震の際に、熊本県に居住している者を中心に県外の裁判所に勤務する職員が派遣され、避難者の安全確保や救援物資の仕分け等を行ったと聞いている。
- 幼稚園では、小さな子供が対象であるため、あまりに真に迫った訓練だと泣いてしまう子がいて、バランスが難しい。幼稚園や学校では、基本的に誰がいて誰がいないかを把握でき、安否確認が容易であるが、不特定多数が出入りする裁判所において、来庁者を把握することができるのか。

- だれでも自由に裁判を傍聴できるため、全来庁者を把握することはできない。  
また、調停委員等の非常勤の職員についても、事件当日以外に事前準備等で来庁している場合には、全てを把握することは困難である。
- 小学校や中学校では、避難訓練を年四、五回実施しているが、その都度パターンを変えることで、自分で考えて行動することを促している。また、危機管理マニュアルは、現状に合わせて随時見直しをしていくことが重要である。私が市役所に勤務していた頃の話になるが、市役所では、災害が発生すると、自分の居住地近くの公民館に駆けつけるというルールが定められており、訓練においては、到着時間を確認し、振り返りのレポートを提出することで意識を高めていた。裁判所特有の事情はあると思うが、学校では、災害発生時にまず入口の扉を全て開けること、所在不明者を誰が捜索するのかといった点に対応できるように決めであり、また、放送機器が使用できない場合には、ハンドマイクで大きな声を出すといった訓練を繰り返し行っている。安全確保のためには訓練を繰り返すことが重要だと考えるので、裁判所においても年1回と言わず、繰り返し訓練を行っていただければと思う。
- 検察庁では、裁判所とほぼ同じような取組を行っているが、基本的に庁舎内にいる人は職員の他、被疑者や参考人であり、傍聴人等がいる裁判所と比べて人の把握は容易であるものの、被疑者の釈放権限が検察庁にある関係上、災害発生時には判断が難しい部分がある。刑事裁判の開廷中に災害があった場合には、検察官も出廷しているため、裁判所との連携が必要だと認識している。検察庁としても裁判所に協力は惜しまない。また、富山県広域消防防災センター「四季防災館」での研修を行っている。これは体験型防災施設であり、比較的災害が少なく、防災意識の低い富山県において、様々な災害の疑似体験ができ、非常に有益なものだと思うので、裁判所においても研修の一環として検討されてはいかがだろうか。
- 調停は非公開の手続であり、小さな部屋で行われ、裁判官が常に同席するものではないため、調停委員が避難の判断を求められる場面も想定されるが、調停委

員を含めた避難訓練は現在行われていないことが反省点である。今後、調停委員とも認識を共有できるように準備を進めていくことが必要だと考えている。

- 今回、委員の皆様から出された御意見は、当庁の今後の防災対策の参考とさせていただきます。